

## 外国送金取引規定 (2021年7月1日現在適用)

### 1. (適用範囲)

外国送金依頼書兼告知書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- ①外国向送金取引
- ②国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③外国為替法規上の（非）居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④その他前各号に準ずる取引

### 2. (定義)

この規定における用語の定義は、次の通りとします。

- ①外国向送金取引  
送金依頼人の委託に基づき、当行が行う次の事をいう。
  - a. 送金依頼人の指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金する事を委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信する事
  - b. 外国にある受取人に対して一定額の支払を行う事を委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信する事
- ②支払指図  
送金依頼人の委託に基づき、当行が、一定額を受取人の処分可能にする事を委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③支払銀行  
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払を行う金融機関をいう。
- ④関係銀行  
支払銀行及び送金のために以下の事を行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
  - a. 支払指図の仲介
  - b. 銀行間における送金資金の決済

### 3. (送金の依頼)

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
  - ①送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。
  - ②送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書兼告知書を使用し、送金種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号、受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出して下さい。
  - ③当行は前号により外国送金依頼書兼告知書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上等、所定の確認が必要ですので、次の手続をして下さい。
  - ①外国送金依頼書兼告知書に、送金目的その他所定の事項を記入して下さい。
  - ②関係法令に基づき、必要に応じて、当行所定の外国送金依頼書兼告知書に必要とされる事項を記入し提出して下さい。
  - ③関係法令に基づき、必要に応じて、住民票の写し等所定の本人確認書類を提示して下さい。
  - ④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出して下さい。
  - ⑤送金資金は、所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座からの振替となります。
  - ⑥「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づく個人番号等（マイナンバー）を提示して下さい。
- (3) 送金の依頼を受けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法目的を達成するために、当行は送金依頼人に、送金資金の源泉や送金目的を立証する書類の提示を求める事があります。
- (4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払って下さい。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入はしません。

#### 4. (送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立した時は、当行は、その契約内容に関して、仕向外国送金計算書等を交付します。なお、この仕向外国送金計算書等は大切に保管して下さい。
- (3) 第 1 項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認められた時は、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。
  - ①取引等の非常停止に該当するなど送金が日本及び外国の外国為替関連法規に違反する時
  - ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またその恐れがある時
  - ③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由がある時
- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求める事があります。
- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書兼告知書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたうえ、送金資金等を返却した時は、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。

#### 5. (支払指図の発信等)

- (1) 当行は、送金委託契約が成立した時は、前条第 3 項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勸告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、送金実行のために、情報を伝達する場合があります。

なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。

  - ①外国送金依頼書兼告知書に記載されている情報
  - ②送金依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報
  - ③受取人の口座番号・住所、その他受取人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する時には、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行による事ができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対して速やかに通知します。
  - ①当行が送金依頼人の指定に従う事が不可能と認められた時
  - ②送金依頼人の指定に従う事によって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めた時
- (5) 前 3 項の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。

#### 6. (手数料・諸費用)

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただく事もあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行及び関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただく事もあります。
  - ①照会手数料
  - ②変更手数料
  - ③組戻手数料
  - ④電信料、郵便料

## ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

### 7. (為替相場)

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

### 8. (受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となる事もあります。この場合の支払通貨、為替相場及び手数料等については、関係各国の法令、慣習及び関係銀行所定の手続に従う事とします。

- ①支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ②受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

### 9. (取引内容の照会等)

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のある時は、速やかに取扱店に照会して下さい。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求める事もあります。
- (2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会する事があります。この場合には、速やかに回答して下さい。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶や外国の外国為替関連法規に基づく資産凍結等により送金ができない事が判明した場合には、当行は送金依頼人に速やかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領した時には、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続に準じて、当行所定の手続をして下さい。

### 10. (依頼内容の変更)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続により取扱います。但し、送金金額を変更する場合には次条に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ①変更の依頼にあたっては、当行所定の外国送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求める事があります。
  - ②当行が変更依頼を受けた時は、当行が適当と認める関係銀行及び伝送手段により、外国送金内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続をとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての外国送金内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続をして下さい。

### 11. (組戻し)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続により取扱います。
  - ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の外国送金組戻依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求める事があります。

- ② 当行が組戻しの依頼を受けた時は、当行が適当と認める関係銀行及び伝送手段により、外国送金組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続をとります。
  - ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求める事があります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての外国送金組戻依頼書の取扱い及び返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。
  - (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、日本及び外国の外国為替関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

#### 1 2. (通知・照会の連絡先)

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知、照会をする場合には、外国送金依頼書兼告知書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をする事ができなくても、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

#### 1 3. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、日本及び外国の外国為替関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字崩れ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続に従って取扱った事により生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

#### 1 4. (譲渡、質入れの禁止)

本規定による取引に基づく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れする事はできません。

#### 1 5. (預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻については、関係する預金規定により取扱います。

#### 1 6. (法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本及び関係各国の法令、慣習及び関係銀行所定の手続に従う事とします。

#### 1 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上